

日医発第 1009 号（医経）

令和 8 年 8 月 21 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 小中 俊太郎

（公印省略）

経済産業省による令和 7 年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金の
3 次公募期間について（情報提供）

標記の補助金については、令和 8 年 3 月 31 日付文書（日医発第 2102 号）、6 月 3 日付文書（日医発第 455 号）にてご案内しているところです。

今般、当該補助金の 3 次公募の事業概要が公開され、3 次公募の期間が「令和 8 年 8 月 20 日（木）～9 月 28 日（月）」とされましたので、お知らせいたします。

省エネ補助金は、事業者向けに省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援するもので、4 つの類型（Ⅰ～Ⅳ）がある中で、「Ⅲ 設備単位型」が多く利用されています。

補助率は、事業の区分及び事業者の区分（「中小企業者等」「大企業」「その他」）によって 1/5 以内～2/3 以内です。

個人事業主（青色申告者に限る）及び、従業員が 300 人以下の医療法人は「中小企業者等」の取り扱いになります。従業員が 300 人超の医療法人は「その他」の取り扱いになります。詳細は公募要領をご確認ください。

公募要領及び対象設備等は、下記のホームページに掲載されています。

- ・省エネ・非化石転換補助金 特設サイト

<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>

- ・省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）

<https://sii.or.jp/setsubi07r/>

- ・省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）

<https://sii.or.jp/koujou07r/>

なお、医療機関、介護施設等の活用事例としては、「高効率空調」「高性能ボイラ」「業務用給湯器」「制御機能付き LED 照明器具」などがございます。活用事例は、<https://sii.or.jp/cutback/example/search> で検索することができます。また、前出の日医発第 2102 号には業種「医療・福祉」で検索した事例集もご参考として添付しております。

申請についてのご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

<一般社団法人 環境共創イニシアチブ>

受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| (Ⅰ) 工場・事業場型 | (a)先進枠 03-5565-3840 |
| | (b)一般枠・中小企業投資促進枠 03-5565-4463 |
| (Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 | 03-5565-3840 |
| <u>(Ⅲ) 設備単位型</u> | ナビダイヤル 0570-01-5116 |
| | IP 電話から 042-303-0855 |
| (Ⅳ) エネルギー需要最適化型 | 03-5565-4773 |

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

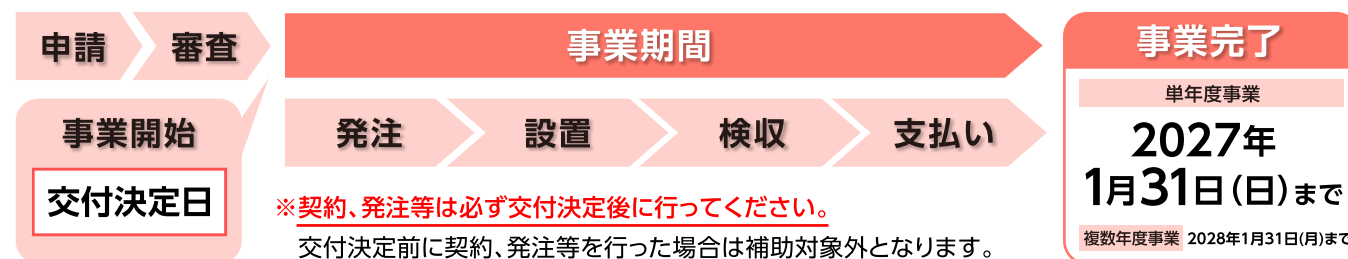
- ・事業概要 令和 7 年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金 設備単位型 ver.
(3 次公募)

- ・事業概要 令和 7 年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金 工場・事業場型 ver.
(3 次公募)

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

三次公募	公募期間	2026年8月20日(木)～9月28日(月)
	交付決定	2026年11月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2028年1月31日)まで	



留意事項

- 当資料は3次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	03-5565-3840
(Ⅲ) GX設備単位型／(Ⅲ) 設備単位型	ナビダイヤル 0570-01-5116
	IP電話からのお問い合わせ 042-303-0855
(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。 03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と **設備単位型** の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

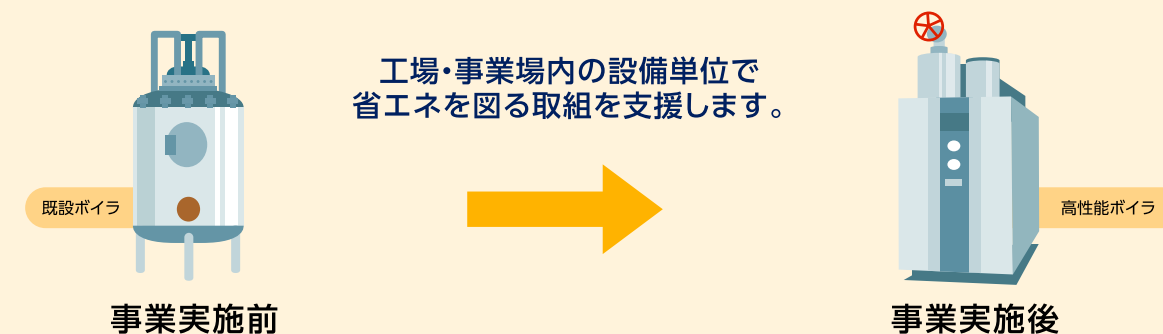
設備単位型ver.

対象となる事業区分

(Ⅲ) GX設備単位型／(Ⅲ) 設備単位型

(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 (Ⅳ) エネルギー需要最適化型 です。

最大補助率
1/2



補助対象となる設備について

設備単位の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 高効率空調(業務・産業用エアコン) | ⑨ 産業用モータ |
| ② 産業ヒートポンプ | ⑩ 制御機能付きLED照明器具 |
| ③ 業務用給湯器 | ⑪ 工作機械 |
| ④ 高性能ボイラ | ⑫ プラスチック加工機械 |
| ⑤ 高効率コージェネレーション | ⑬ プレス機械 |
| ⑥ 低炭素工業炉 | ⑭ 印刷機械 |
| ⑦ 変圧器 | ⑮ ダイカストマシン |
| ⑧ 冷凍冷蔵設備 | |

※上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

電化・脱炭素燃転型 対象設備

指定設備のうち、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う以下の5設備が対象。

- ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器
④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉

※上記の設備区分に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素型燃転に資するとして指定した設備も対象となる。

水素対応設備

指定設備のうち水素燃料を使用し、設備の仕様として専焼又は10%以上(体積比)の混焼が可能な設備が対象。

※水素燃焼を行うために設備を改造する事業は、電化・脱炭素燃転型における指定設備区分以外の設備も認める。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムであって、SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

～SIIが公開するリストから選択可能～

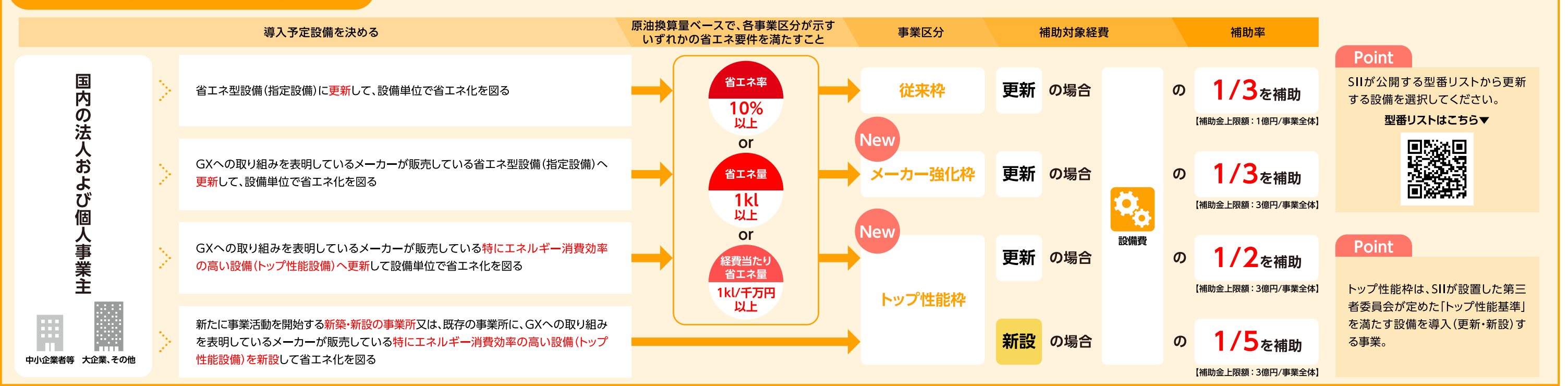


3次公募期間

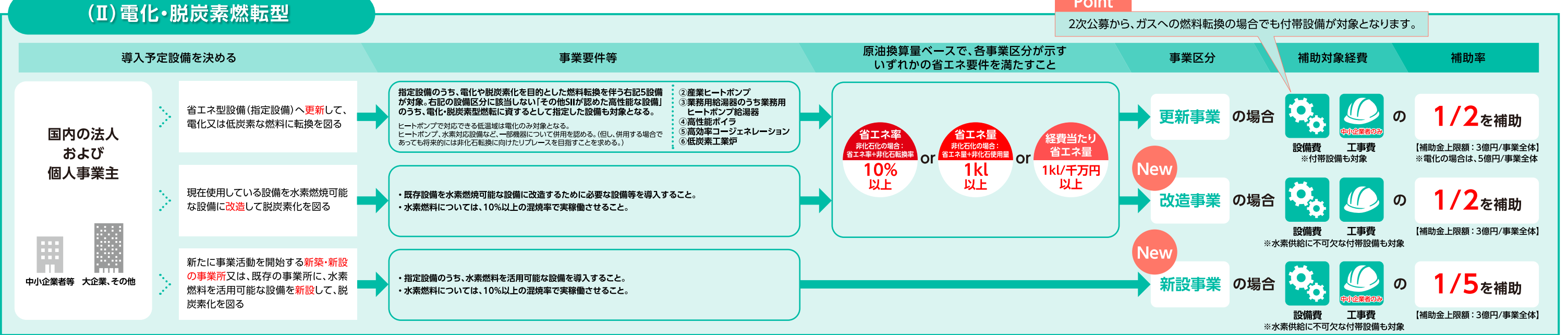
2026年8月20日(木)～2026年9月28日(月)

本パンフレットは3次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。いずれの事業区分も最大2年間にわたる複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応しています。

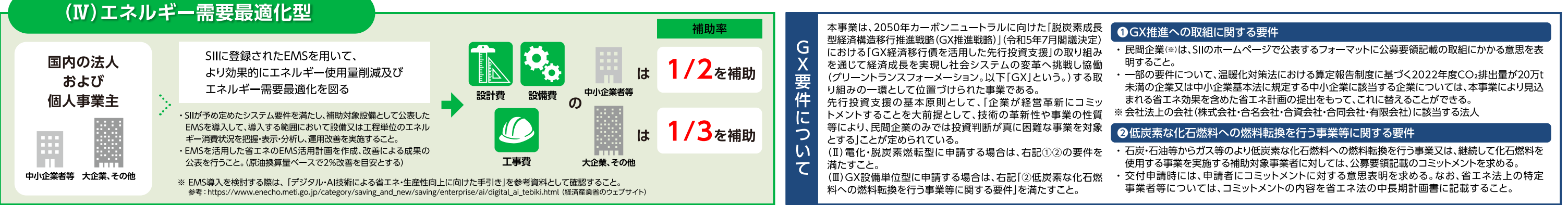
(Ⅲ) GX設備単位型／(Ⅲ) 設備単位型



(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型



(Ⅳ) エネルギー需要最適化型



(Ⅱ)型・(Ⅲ)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。また、省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を、SIIが指定するフォーマットにて策定し提出すること。(Ⅳ)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。いずれの事業区分においても補助金下限額は30万円/事業全体。

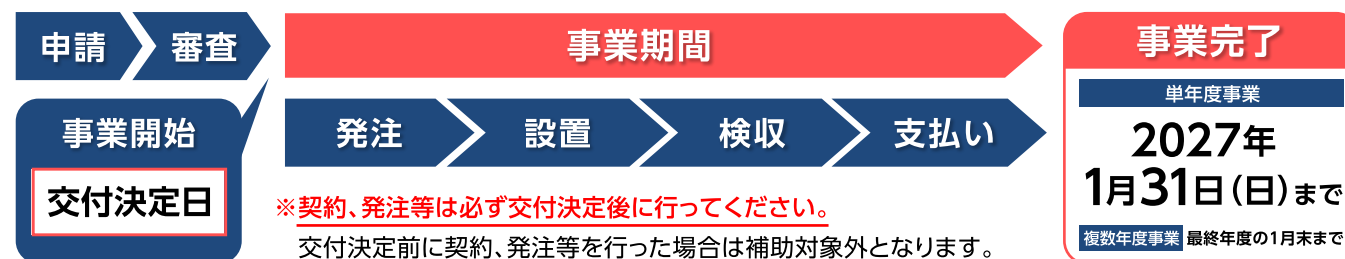
※ 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。
※ 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
※ 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお、大企業については、次のいずれかの要件を満たした場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和7年度報告(令和6年度実績)」によるクラス分けの結果として「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者。
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度定期報告書[特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況]を提出すること。
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者。
※ その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超の法人。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

三次公募	公募期間	2026年8月20日(木)～9月28日(月)
	交付決定	2026年11月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2030年1月31日)まで	



留意事項

- 当資料は3次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	先進枠	03-5565-3840
	一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
	サプライチェーン(SC)連携枠	03-5565-4463
(IV) エネルギー需要最適化型	※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。	03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

令和7年度補正予算

3次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と 設備単位型 の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

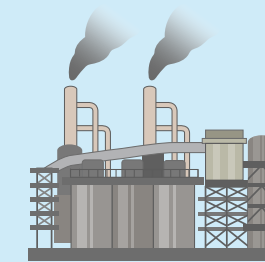
工場・事業場型ver.

対象となる事業区分

(I) 工場・事業場型

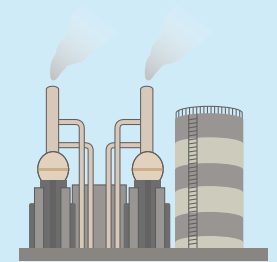
(IV) エネルギー需要最適化型 です。

最大補助率
2/3



事業実施前

工場・事業場全体で
大幅な省エネを図る取組を支援します。



事業実施後

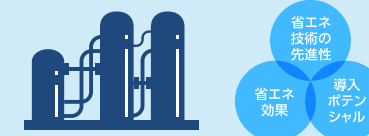
補助対象となる設備について

工場・事業場の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

先進設備・システム

SIIがあらかじめ公募を行い、「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会において審査のうえ、採択した設備・システムが対象。

～省エネ効果が見込まれる先進技術等を用いた設備・システム～



オーダーメイド型設備

機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物がある設備が対象。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムであって、SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 高効率空調(業務・産業用エアコン) | ⑨ 産業用モータ |
| ② 産業ヒートポンプ | ⑩ 制御機能付きLED照明器具 |
| ③ 業務用給湯器 | ⑪ 工作機械 |
| ④ 高性能ボイラ | ⑫ プラスチック加工機械 |
| ⑤ 高効率コージェネレーション | ⑬ プレス機械 |
| ⑥ 低炭素工業炉 | ⑭ 印刷機械 |
| ⑦ 変圧器 | ⑮ ダイカストマシン |
| ⑧ 冷凍冷蔵設備 | |

※上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

～SIIが公開するリストから選択可能～



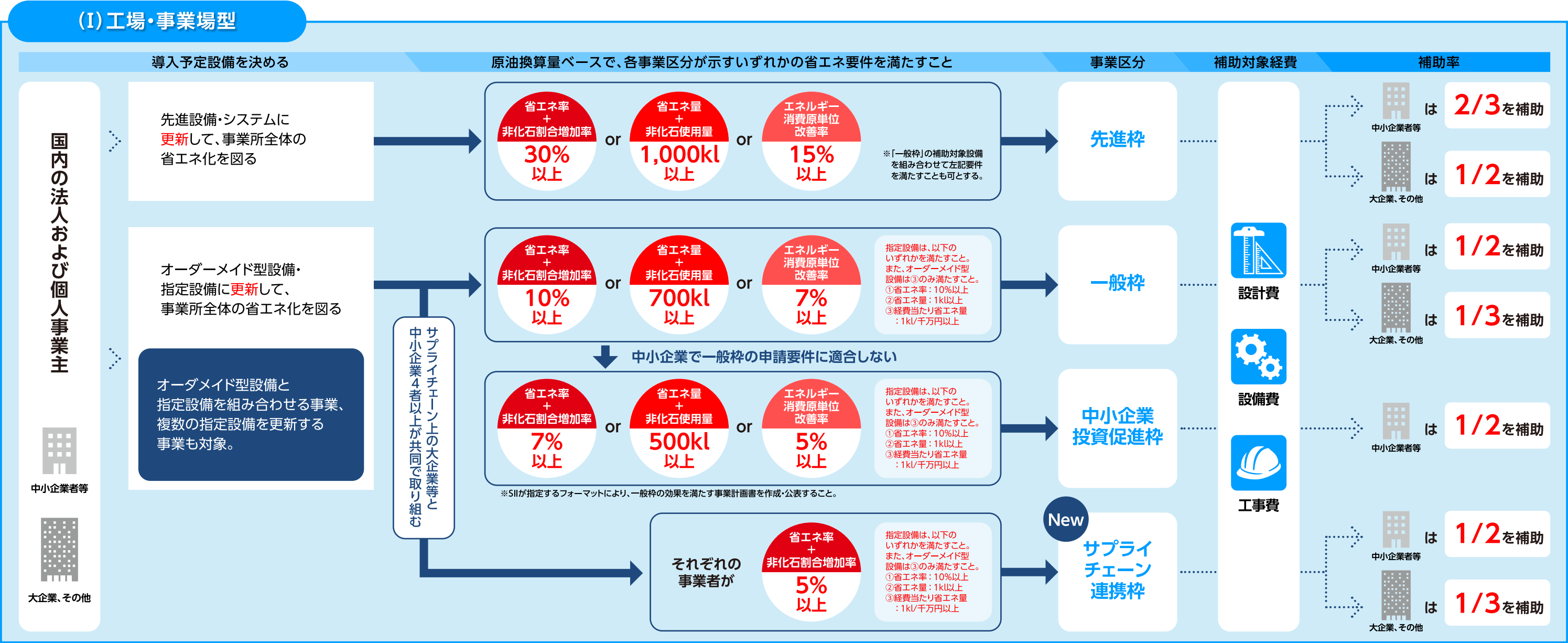
3次公募期間

2026年8月20日(木)～2026年9月28日(月)

SII 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本パンフレットは3次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。いずれの事業区分も最大4年間にわたる複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応しています。



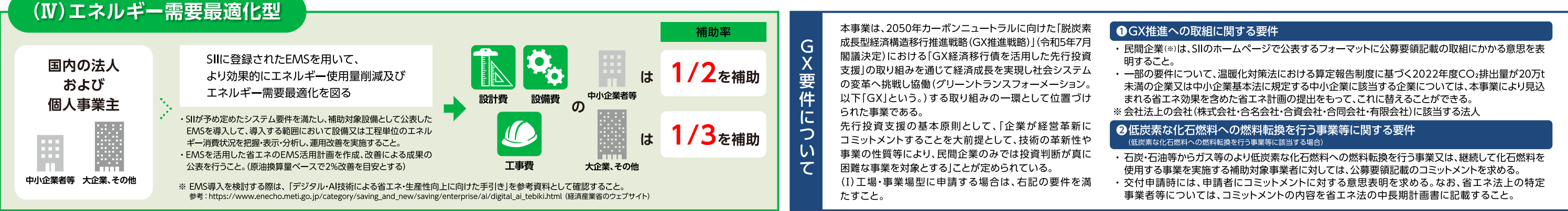
***連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業**

(I) 工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業（複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理）や工場・事業場間一体省エネルギー事業（同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理）として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。連携事業における補助金の上限額は30億円（非化石申請時は40億円）。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

(I) 型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

- ・非化石転換の場合も増エ設備は対象外
 - ・中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。
 - ・先進枠および一般枠は投資回収年数が5年以上であること。中小企業投資促進枠は投資回収年数が3年以上であること。
 - ・サプライチェーン連携枠の投資回収年数は、中小企業者等は3年以上、大企業、その他は5年以上であること。
- ・サプライチェーン連携枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより目標・計画の作成・公表が必要（目標は一般枠の効果）※補助金交付を受けない幹事企業は含めない
 - ・単年度事業における補助金の上限額は15億円（非化石申請時は20億円）。
 - ・複数年事業（先進枠）における補助金上限額は30億円（非化石申請時は40億円）。その他の区分における補助金上限額は20億円（非化石申請時は30億円）。
 - ※複数年事業および連携事業の年度当たりの補助金上限額は15億円（非化石申請時は20億円）。
 - ・いずれの事業区分においても補助金下限額は年度当たり100万円（複数年事業の場合は初年度を除く）。



※ 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者（省エネ法特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※ 中小企業者等とは、中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）、個人事業主、中小企業団体等及び会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※ 大企業とは会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「[中小企業者]」、「[みなし大企業]」のいずれにも該当しない法人。なお、大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

- ・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者（2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと）
- ※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和7年度報告（令和6年度実績）」によるクラス分けの結果として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者。
- ※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
- ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者。

※ その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人超の法人。